平成 25 年 5 月 30 日

各　　位

会社名 株式会社オーバル
代表者 取締役社長 谷本　淳
(コード番号 7727 東証第 2 部)
問合せ先
執行役員経営企画室長 後藤 博
電話 03-3360-5009

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 91 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）　将来の社外取締役候補者の招聘に備え、その就任を円滑にするため、会社法の規定に基づき社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けるものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため社外監査役とも責任限定契約を締結できる旨の規定を設けるものであります。

（２）　条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日（予定）

以上

【別紙】

〈定款変更の内容〉

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第 19 条（取締役会の設置）	第 19 条（取締役会の設置）
｜（省略）	｜（現行どおり）
第 33 条（取締役の報酬等）	第 33 条（取締役の報酬等）
（新設）	第 34 条（取締役の責任免除）
	当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第 34 条（監査役および監査役会）	第 35 条（監査役および監査役会）
｜（省略）	｜（現行どおり）
第 43 条（監査役の報酬等）	第 44 条（監査役の報酬等）
（新設）	第 45 条（監査役の責任免除）
	当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 44 条（会計監査人の設置）	第 46 条（会計監査人の設置）
｜（省略）	｜（現行どおり）
第 50 条（剰余金の配当の除斥期間）	第 52 条（剰余金の配当の除斥期間）

以上